

令和7年度食品アクセス全国キャラバン（第1回）（物理的アクセス）質疑応答

事業名等	質問内容	回答者	回答内容
食品アクセス総合対策事業	地域協議会について、都道府県・市町村の参画がこれまで要件にあったと思いますが、令和8年度からは都道府県・市町村の参画は要件ではなくなったとの理解でよいでしょうか。	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	地方公共団体の参画については、引き続き、要件となっています。
	地域協議会に地方公共団体が参画するにあたり、どこが窓口になるのかの調整などで時間を要し、公募期間に間に合わないケースも多くあることから、地方公共団体の長が参加する会議等で事業の広報をしてもらえれば、長の判断で検討が進むと思いますがいかがでしょうか。		地方公共団体の長が集まる会議での広報については難しいところですが、引き続き、全国知事会や全国市長会、全国町村会などを通じ、働きかけてまいります。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	本事業について、令和8年度事業の募集期間はいつ頃になるでしょうか。	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室	現時点で日時未定ですが、例年1月中旬から2月中旬にかけて募集期間を設けています。詳しい日程が決まり次第、各都道府県を通じ、全国に通知いたします。